# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名					
18	高砂市	予防接種関係事務	基礎項目評価書			

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高砂市は、予防接種関係事務における特定個人情報ファイルを 取扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を 及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生 させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシ 一等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

高砂市長

#### 公表日

令和7年8月14日

[令和6年10月 様式2]

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	予防接種関係事務				
②事務の概要	予防接種法の規定に基づき、次の事務を行う。 ・予防接種の実施に係る対象者の把握等事務 ・予防接種の接種歴管理事務 ・住民への情報提供及び相談事務 ・健康被害の救済に係る事務 ・予防接種の実費徴収に係る事務				
③システムの名称	1 健康管理システム 2 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 3 中間サーバー				
2. 特定個人情報ファイル:	名				
(1)健康管理情報ファイル					
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	1 番号法(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項別表14の項 2 行政手続における特定の個人を識別するため番号の利用等に関する法律別表の 主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第10条				
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定				
②法令上の根拠	1 情報提供の根拠 番号法(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項別表14の項 2 情報照会の根拠 番号法(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項別表14の項				
5. 評価実施機関における担当部署					
①部署	高砂市 健康こども部 健康文化室 健康増進課				
②所属長の役職名 健康増進課長					
6. 他の評価実施機関					

# 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先 〒676-8501 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号 高砂市 総務部 総務室 総務課 情報公開担当 TEL 079-443-9068 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先 〒676-8501 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号 高砂市 健康こども部 健康文化室 健康増進課 TEL 079-443-3936 9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した

適用した理由

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]		]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	17年7月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人未満 ]		<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満		
	いつ時点の計数か	令和	17年7月1日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故						
	Rに、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[	発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

## Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[ 基礎2)又は3)を選択した評価実施	項目評価書 布機関については、そ;	] れぞれ重点項目i	評価書又は:	<選択肢> 1) 基礎項目評価 2) 基礎項目評価 3) 基礎項目評価 3) 基礎項目評価	書及び 書及び	全項目評価書	
されている。							
2. 特定個人情報の入手(†	青報提供ネットワーク	ウシステムを通	じた入手を	<b>除く。</b> )			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[  十分であ	55 ]		<選択肢> 1)特に力を入れ <sup>・</sup> 2)十分である 3)課題が残され・			
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[  十分であ	53 ]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され			
権限のない者(元職員、アク セス権限のない職員等)によっ て不正に使用されるリスクへ の対策は十分か	[  十分であ	55 ]		<選択肢> 1) 特に力を入れ <sup>2</sup> 2) 十分である 3) 課題が残され <sup>-</sup>			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託				[	]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[  十分であ	53 ]		<選択肢> 1) 特に力を入れ <sup>2</sup> 2) 十分である 3) 課題が残され <sup>-</sup>			
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報提供ネ	ットワークシステ	ムを通じた提	供を除く。)	[ 0	]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	Ε	]		<選択肢> 1)特に力を入れ <sup>2</sup> 2)十分である 3)課題が残され			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[ ]	接続しない(入手)	I	]接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[  十分であ	55 ]		<選択肢> 1)特に力を入れ <sup>・</sup> 2)十分である 3)課題が残され・			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[  十分であ	55 ]		<選択肢> 1) 特に力を入れ <sup>2</sup> 2) 十分である 3) 課題が残され <sup>-</sup>			

7. 特	定個人情報の保管・	消去				
	国人情報の漏えい・滅 員リスクへの対策は十	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人	手を介在させる作業				[ ]人	手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か		[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠		情報を受け渡す際にことの確認を複数人・			こよる保護等を行うとともに、これらの対策を確実に
9. 監	査					
実施の	)有無	[0]	自己点検	[ ]	] 内部監査	[ ]外部監査
10. 1	<b>従業者に対する教育・</b>	啓発				
従業者	<b>新に対する教育・啓発</b>	[	十分に行っている	]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. ±	<b>長も優先度が高いと考</b>	えられる	対策		[ ]全	項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優る対策	₹先度が高いと考えられ	<選択肢目 2) 3) 4) 5) 6) 情 7) 8)	的外の入手が行わ 的を超えた紐付け、 限のない者によって 託先における不正な 正な提供・移転が行 報提供ネットワーク	れるリスク 事務に必 不正に使 は使用等の いステムを システムを い滅失・	7への対策 を要のない情報 可されるリスク のリスクへの対策の スクへの対策を を通じて目的が を通じて不正な	との紐付けが行われるリスクへの対策 フへの対策 策 委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ・の入手が行われるリスクへの対策 ・提供が行われるリスクへの対策 ・対策
当該対	対策は十分か【再掲】	[	十分である	1		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠 USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。またする場合は、パスワードによる保護等を行うルールを周知徹底している。						

# 変更箇所

変史固定					
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II しきい値判断項目1対象人数いつの時点の計数か	平成27年2月28日時点	平成29年5月11日時点	事後	
	Ⅱしきい値判断項目2取扱者 数いつの時点の計数か	平成27年2月28日時点	平成29年5月11日時点	事後	
平成30年5 月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 情報提供の根拠 なし(情報提供は行わない)	1 情報提供の根拠 (1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第22条第1項 別表第二第一欄が「市町村長」で第二欄に「予防接種法」を含む項(16の2,17,18,19) (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	事後	
平成30年5 月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	2 情報照会の根拠 (2)行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律別表第二の 主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令 第7号)第12条	2 情報照会の根拠 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	事後	
	Ⅱしきい値判断項目1対象人 数いつの時点の計数か	平成29年5月11日時点	平成30年5月1日時点	事後	
平成30年5 月15日	Ⅱしきい値判断項目2取扱者 数いつの時点の計数か	平成29年5月11日時点	平成30年5月1日時点	事後	
令和1年6月 18日	I 関連情報②所属長の役職 名	健康増進課長 岩本 恵子	健康増進課長	事後	様式変更による
令和1年6月 18日	Ⅱしきい値判断項目の時点	平成30年5月1日時点	平成31年5月1日時点	事後	最新情報での時点
令和1年6月 18日	Ⅳリスク対策	_	項目新設	事後	様式変更による
令和2年7月 22日		平成31年5月1日時点	令和2年7月1日時点	事後	最新情報での時点
令和3年3月 12日	I 関連情報 1特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ②事 務の概要	予防接種法の規定に基づき、次の事務を行う。	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特 別措置法に基づき、次の事務を行う。	事後	番号法別表第一、第二主務省 令改正による変更
令和3年3月 12日	田 注合上の担切	1 特定の個人を識別するための番号の利用等 に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律 第27号)第9条第1項及び別表第一の10の項	1 特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項(利用範囲)別表第一の10、93の2の項	事後	番号法別表第一、第二主務省令改正による変更
令和3年3月 12日	I 関連情報 4情報提供ネット ワークシステムによる情報連 携 ②法令上の根拠	2 情報照会の根拠 (1)行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律(番号法)第 19条第7号 別表第二第一欄が「市町村長」で 第二欄に「予防接種法」を含む項(16の2、17, 18,19)	1 情報提供の根拠 (1)行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律(番号法)第 22条第1項 ・別表第二第三欄が「市町村長」で第四欄に「予防接種は」で第四欄に「予防接種は」で第四欄に「新型インフルエンザ等対策特別措置は「115-2)(2)行政手続における特定の個人を識別まの ための番号の利用等に関する法律別表の第13条の2 2 情報の一次で定める中の関が「市町村長」で第二欄に「新の名等の利用等に関する法律別まるの名の第7号)第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 2 情報照子の一欄が「市町村長」で第二欄に「多防接種項(16の2)・別接種の目標が「市町村長」で第二欄に「予防接種項(16の2)・別接種による予備が「持種の実施に関するに関するに関するに関が「市町村長」で第二個で第二人を記録によるで定めるの側が「市町村長」で第二欄に「予防接種」によるでは、11、18、19)・別表第二によるでに関する情報」を含む項(11、18、19)・別表第二によりで第二欄が「市町村長」で第四欄に「新型インフルエンザ等対策特別措置法により・別表第二に関する情報」を含む項(11、18、19)・別表第二に関する情報と含む項(11、18、19)・別表第二第一個が「市町村長」で第四欄に「新型で第四人を識別に「新工工、関する情報」を含むの音号の利用等に関する法律の人を識別に「新工工、関する情報を含む項(11、15-2)(2)行政手続における特定の利用等に関する法律の人の番号の利用等に関する法律の人の番号の利用等に関する法律の人の番号の利用等に関する法律の人の番号の利用等に関する法律が、13条、第13条、第13条、第13条、第13条、第13条、第13条、第13条の2	事後	番号法別表第一、第二主務省令改正による変更
令和3年3月 12日	Ⅱしきい値判断項目の時点	令和2年7月1日時点	令和3年3月1日時点	事後	最新情報での時点
	1	2 情報照会の根拠 (1)行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律(番号法)第 19条第7号	2 情報照会の根拠 (1)行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律(番号法)第 19条第8号	事後	9月1日施行の法改正による
令和3年10 月1日	における担当部署①部署	高砂市 健康文化部 健康市民室 健康増進 課	高砂市 健康こども部 健康文化室 健康増進 課	事後	機構改革による
	I 関連情報7. 特定個人情報 の開示・訂正・利用停止請求 請求先	高砂市 企画総務部 秘書広報広聴室 情報 公開担当	高砂市 総務部 総務室 総務課 情報公開担当	事後	機構改革による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10 月1日	I 関連情報8. 特定個人情報 ファイルの取扱いに関する問 合せ 連絡先	〒676-0021 兵庫県高砂市高砂町朝日町1丁目2番1号 高砂市 健康文化部 健康市民室 健康増進 課	〒676-8501 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号 高砂市 健康こども部 健康文化室 健康増進 課	事前	事務所移転による
令和3年10 月1日	Ⅱしきい値判断項目の時点	令和3年3月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	最新情報での時点
	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	
	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ③システムの名称		4 ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和3年12 月10日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法律上の根拠		・第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)・第19条第6号(委託先への提供)	事後	
	IVリスク対策 5.特定個人情報の提供・移転	提供・移転しない	提供・移転する	事後	
令和4年7月 1日	Ⅱしきい値判断項目の時点	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	最新情報での時点
令和5年7月 1日	Ⅱしきい値判断項目の時点	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	最新情報での時点
令和5年7月 1日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・別表第二第22条第1頃 ・別表第二第三欄が「市町村長」で第四欄に 「予防接種法による予防接種の実施に関する情報」を含む項(16の2,16の3) ・別表第二第三欄が「市町村長」で第四欄に 「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報」を含む項(115の2) (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2、第12条の2の2、第59条の2 2 情報照会の根拠 (1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号・別表第二第一欄が「市町村長」で第二欄に「予防接種法による」を含む項(16の2,17,18,19)・別表第二第一欄が「市町村長」で第二欄に「予防接種法による」を含む項(115の2)(2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2	1 情報提供の根拠 (1)行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律 (番号法)第22条第1項 ・別表第二第三欄が「市町村長」で第四欄に 「予防接種法による予防接種の実施に関する情報」を含む項(16の2,16の3) ・別表第二第三欄が「市町村長」で第四欄に 「新型インフルエンザ関する情報」を含む項(1115の2) (2)行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める第二の2 (2)行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律 (別表第二の主務省令)(平成26年内閣府・総務省令)第7号)第12条の2、第12条の2の2 2 情報照会の根拠 (1)行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律 「予防接種法による」を含り(平成26年内閣庁・別表第二局機における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 「予防接種法による」を含り第19条第8号 ・別表第二第一機が「市町村長」で第二機に 「予防接種法による」を含り第10を2)(2)行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を改る命令 (別表第二の主務省令で定める事務及び情報を対する。)(平成26年内閣府・総務第7号)第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	事後	
	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明	削除	事後	
	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ③システムの名称	4 ワクチン接種記録システム(VRS)	削除	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12 月27日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	種記録 システムを用いた情報提供・照会のみ) ・第19条第6号(委託先への提供)  2 行政手続における特定の個人を識別するため番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条第1号~第6号、第67の2第1号、第2号	1 番号法(平成25年5月31日法律第27号) 番号法(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項別表14の項 2 行政手続における特定の個人を識別するため番号の利用等に関する法律別表の 主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第10条	事後	
	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携	省令第7号) 第12条の2、第12条の2の2、第59条の2 2 情報照会の根拠 (1)行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律	1 情報提供の根拠 番号法(平成25年5月31日法律第27号) 第 9条第1項別表14の項 2 情報照会の根拠 番号法(平成25年5月31日法律第27号) 第 9条第1項別表14の項	事後	
令和6年12 月27日	Ⅰ9. 規則第9条第2項の適用	_	(項目新設)	事後	様式変更による
令和6年12 月27日	Ⅱしきい値判断項目の時点	令和5年4月1日時点	令和6年12月20日時点	事後	最新情報での時点
令和6年12 月27日	Ⅳ8. 人手を介在させる作業	_	(項目新設)	事後	様式変更による
	IV11. 最も優先度が高いと考えられる対策	_	(項目新設)	事後	様式変更による
令和7年7月 10日	Ⅱしきい値判断項目の時点	令和6年12月20日時点	令和7年7月1日時点	事後	最新情報での時点
令和7年7月 18日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 3. 中間サーバー 4. ワクチン接種記録システム(VRS)	1. 健康管理システム 2. 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 3. 中間サーバー	事後	